令和８年度　児童育成指導員採用選考（公募）案内

１　応募受付期間

令和８年 10 月 27 日（火）　～　令和８年 11 月９日（月）

※詳細は「７　申込み方法」に記載しています。

２　採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
20 名程度	区内の児童館施設等における児童館事業・学童保育業務

３　勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、４回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	大田区立児童館（こどもの家・おおたっ子ひろば含む） ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	・１日７時間 45 分・週４日（週 31 時間 00 分） ・原則、８時 00 分から 19 時 15 分の間で実働 7 時間 45 分（休憩 60 分・シフト制） ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。 ・行事等で休日に勤務が割り振られることもあります。 ・勤務場所によって勤務時間は異なります。
休日	日曜・祝日・勤務割振日以外の日 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ①　国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②　年末年始の休日（12 月 29 日から１月３日までの間。ただし①を除く。） ③　国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第 38 号）によります。
報酬額	月額　235,968 円 ※令和９年３月 31 日時点で当該職としての任用期間が引き続き１年以上ある方は、240,480 円。

諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服　務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。（大田区の会計年度任用職員の兼業は禁止です。）

注）記載されている報酬額等については、令和９年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

４　受験資格

次の（１）と（２）の２つの要件を満たす者

（１）　次のいずれかに該当する者（採用までに取得・卒業見込可）

① 放課後児童支援員

② 保育士の資格を有する者

③ 社会福祉士の資格を有する者

④ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第４条に規定する免許状を有する者

⑤ 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（２）地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない者

【参考】　地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない者の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

５ 選考方法等

（１）選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

筆記（作文）	【課題】 「児童の健全育成に際して心がけること」 ※作文用紙は申込書に付いているものを使用してください。 400 字程度（自筆）
面接	【面接日】令和８年 11 月 26 日～令和８年 12 月４日の間の指定された日（予定） 【場所】大田区役所本庁舎（予定） ※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。

（２）判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。

６ 合格者の発表方法

合否に関わらず令和８年１２月中旬～下旬頃、郵送にて通知します。

７　申込み方法

（１）提出書類

申込書	・申込書は、こども未来部子育ち支援課（大田区役所３階 23 番窓口）で配布します。 　また、区ホームページからもダウンロードできます。 ・記入にあたっては、申込書に記載の「記入上の注意」をよく読んでください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をし、直近３月以内に撮影の写真を貼付してください。） **・資格証明書類等を添付してください。**
作文	・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「児童の健全育成に際して心がけること」とし、400 字程度で必ず自筆により記述してください。
返信用封筒	長３封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110 円切手を貼ってください。

（２）提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に**「児童育成指導員受験申込」と朱書し、簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先窓口でお申し込みください。
申込期間	令和８年 10 月 30 日（金）から 令和８年 11 月９日（月）まで	令和８年 10 月 30 日（金）から 令和８年 11 月９日（月）まで ※受付は土・日・祝日を除く。
	期間内に必着	午前８時３０分から 午後５時００分まで
申 込 先	〒144－8621　大田区蒲田五丁目１３番１４号 大田区こども未来部子育ち支援課子育ち支援担当（大田区役所３階 23 番窓口）	

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

（３）面接実施通知書の送付

申込書類受付後、提出された返信用封筒にて面接選考の案内を郵送します。

令和８年 11 月 20 日（金）までに届かない場合は、問合先までご連絡ください。

８　個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

９　その他

（１）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

（２）採用はすべて条件付のものとし、採用後１か月間（採用後１か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

（３）大田区では、求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下リンク先（当区 HP）をご覧ください。〈https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/saiyouannai2021.html〉

（４）令和８年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。このため、選考申込書及び採用に至る過程において、特定性犯罪の前科の有無を申告していただきます。また採用内定以降、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。また、採用後に虚偽の申告が判明した場合においても採用を取消します。なお、これらの過程において、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用しない、または採用取消しとなることがあります。

大田区役所案内図

ＪＲ京浜東北線
東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約１分

京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩 約１０分



《申込・問合先》
〒144-8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区こども未来部子育ち支援課子育ち支援担当(本庁舎３階南側 23 番窓口)
電話　０３－５７４４－１６５３　FAX　０３－５７４４－１５２５
HP アドレス　https://www.city.ota.tokyo.jp/